

## 平成17年度 第3回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1. 日 時

平成17年6月17日(金) 午後1時30分から午後4時20分

### 2. 場 所

千葉県自治会館 6階 大ホール

### 3. 出席者(11名)

委員会：瀧委員長

福岡委員、岡本委員、横山委員、鈴木委員、山下委員、岩瀬委員、柳澤委員、  
寺田委員、鍋島委員、内山委員

事務局：米田環境生活部長、神子環境生活部次長

環境政策課：森課長、木村室長、鈴木副課長、矢沢主幹、大竹副主幹、  
八木副主幹、熊谷(宏)副主幹、松田主査、熊谷(直)副主査

自然保護課：小堀副主幹、門脇副主幹、東島主事

傍聴人：27名

### 4. 事 案

(1) 成田新高速鉄道線建設事業に係る環境影響評価準備書について(答申)

(2) 一般国道464号北千葉道路(印旛～成田)建設事業に係る環境影響評価準備書に  
ついて(答申)

(3) その他

### 5. 議事の概要

(1) 成田新高速鉄道線建設事業に係る環境影響評価準備書について(答申)

・・・・・・・・別紙1のとおり

(2) 一般国道464号北千葉道路(印旛～成田)建設事業に係る環境影響評価準備書に  
ついて(答申)

・・・・・・・・別紙1のとおり

(3) その他

事務局から連絡事項を説明

【別紙 1】

「成田新高速鉄道線建設事業」及び「一般国道 464 号 北千葉道路  
(印旛～成田)建設事業」に係る準備書について(答申)

- (1) 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 当該事案に係る環境影響評価の経緯、答申案等について説明
- (3) 質疑等の概要 以下のとおり

委員長： 今までの経緯、答申案、付記事項等についての事務局からの説明が終わったので、審議を始める。

委員： 答申案の中に「一部地下トンネル化」という表現を入れることは、ふさわしくない。理由は3つある。1つ目は、準備書に記載されている案がトンネルでない。2つ目は、本委員会における審議の過程で、事業者に出席を求め、トンネル化の可否についての質問に対する回答は、環境の面からではなく、建設コストの面からトンネル化は苦しいという回答があり、本委員会はそれを一応納得していると考えている。3つ目は、トンネル化すると外国からの来訪者が印旛沼周辺の景観を見ることができない。迎える側とすれば、美しい風致景観を見せるのが役割だと思う。以上3つの理由から「トンネル化」という文言を入れるのは良くないと思う。

しかしながら、自然環境を守らなければならないし、印旛沼地域の自然環境を良くしていくのが我々の責務と考えている。しかも、本委員会の審議の中でトンネルにしろという意見があったのも事実であり、それを表面に出さないのも良くないことなので、それらの議論の過程を付記事項として明確に言うべきであり、この付記事項の中に「トンネル化」ということを明示するべきと思う。「県立自然公園という、自然環境の保全に特別に配慮しなければならない地域においては地下トンネル化を検討することが重要である」という意見が多数出されたことを明示するべきだと思う。また一方、「トンネル化すると海外からの来訪者に対し、我が国の伝統的な風景を視覚的に遮断してしまう」という意見もあったと付記事項に書くべきだと思う。答申本文に「一部地下トンネル化」という文言を入れるべきでないと思う。「構造形式の変更」という表現でトンネルも含むと分かる。しかし、「トンネル化は重要である」という文言を残すことについては、それは付記事項の中に書くべきだと思う。

委員長： 各々の意見の整理は後で行うとして、まず意見を出してもらいたい。

委員： 答申案5ページの一番最後の文章だが、「周辺の地形による接地逆転の影響」となっているが、地形の影響により逆転層ができるわけではないので、これを「周辺の地形及び接地逆転の影響」に修正してもらいたい。

事務局： 指摘のように修正する。

委員： 監視計画の中に低周波音の項目がないが、低周波音が発生しないとも限らないので監視計画の中に加えるべきと考える。

委員長： 事務局いかがか。本日の委員会終了までに検討願いたい。他に何かあるか。

委員： 答申案3ページの鳥類と列車の衝突についてだが、この文章だとわかりにくいのでこれを「列車の走行を認識しにくい気象等の条件下においては、高さ2メートルの防音壁では衝突を回避できない～」と変えた方がよい。

事務局： 指摘のように修正する。

委員長： 他に何かあるか。特になければ、先ほどの「一部地下トンネル化」という文言の扱いについて審議する。まず、答申の中に入れるべきか付記事項の中のみに入れるべきかについて決めたい。

委員： 本委員会は、事業実施に伴う環境影響の回避・低減についての保全措置を提言するものと考えている。今回の答申の中で構造やその線形について指摘することは、付託された諮問の内容を超えているのではないかという意見であるが、影響の回避、低減、代償措置の中で、事業者が構造について検討するのは自由ではないかと考える。

今回の答申の中で構造について見直しをせよということは、「トンネル化については検討を含め」となっているのでグレーゾーンと思うが、検討は事業者の主体的判断に任せるということであれば答申としては許容範囲だと思う。

委員： 今の委員の意見にもあったように微妙なところであるから、もっと明確に「トンネル化」ということを書くとしたら付記事項の中に書くべきだと思う。また、許容範囲ではないかとの発言であったが、一般県民等々が答申を見たときに許容範囲と考えるかという客観的にそうとは言い切れないと思う。そういうことから答申の中にはっきりと「一部地下トンネル化」と書くということは無責任だと思う。

委員： 以前、事業者から3つのルート案について説明があった。特に、事業費について説明があった。その時点では、代替としてのヨシ原造成の問題は含まれていなかった。今回の答申案に入っている大規模なヨシ原造成についての、事前の調査、事後の問題にかかる費用については、その規模について見当がつかない。そうすると、トンネル化が費用がかかるから出来ないとい概に言えるかどうか疑問である。トンネル化は費用がかかるから出来ないという前提は崩れているのではないか。

次に、答申と付記事項の関係だが、答申は知事に渡した後、知事意見として事業者に渡されるものだが、付記事項は本委員会から知事に対して意見を言うもので事業者に対して言うものではないと思うが、説明をお願いしたい。

事務局： 答申は、準備書に対する知事意見を述べるに当たりいただくもので、付記事項は、事業者に伝えるものではなく、県行政に対する要望となるものである。

委員： 付記事項の中に「トンネル化」ということを書いても事業者に伝わらないということか。

事務局： 事業者に伝えるべきものは答申の中に盛り込んでもらいたい。

委員長： 3つのルート案についての事業者からの説明では、環境面を直視した形での説明で

はなかったように思う。だから、ルートや構造形式について検討を深めてもらいたいという意味を込めるために、以前の委員会において事務局から本日出されている答申案のように書くことは可能性がない訳ではないとの説明があり、その方針に沿って作成されたものが本日の答申案だと理解している。

委員： 私は反対である。明らかに越権行為だと思う。

委員長： また、一方の意見として、トンネル化は付記事項のみに書いたらいかかという意見がある。付記事項のみに書くことと事業者に伝わらないので、検討を深めてもらいたいという意味合いが抜けることになる。両方に書いたらどうだということも考えられる。

委員： 県が県立自然公園を本当に大事にするならば、県行政は何をすべきなのかを大所高所から考えてほしいということを知事に言うことが付記事項である。

今回の事業の審査に当たり、鉄道と道路の計画路線が県立自然公園の中を通過することから本委員会の審議の中で論争になった。「トンネルにすべきだ。トンネルにしなければ環境は守れない。」という意見が出た。重要な自然資源が沢山あるところだから、県立印旛手賀自然公園を県として将来どうするかという方針を立ててもらい、それに沿ってトンネルにすべきだと考える。自然公園として、県がどんな行政指導を、どのように自然を復活させるかについて改めて考えてほしいということを知事に言うことが付記事項であって、きわめて大きなウェイトを占めると考えている。かつ、そこでトンネルにする、しないという論争がすごくあったことを知事に知ってもらい、県の環境行政に反映してもらいたいというねらいがある。

委員長： ただいまの意見の趣旨に則って今回の付記事項が出てきたわけだが、事務局作成の案では意図するものが伝わらないのではないかという意見である。また、答申の中に「一部地下トンネル化」ということを書くことは、委員会の権限を逸脱しているのではないか、という意見である。また、グレーゾーンだが明確に逸脱しているとは言えないという意見や、事務局の説明では書き入れることは可能であるということである。当委員会としての態度を決めなければならない。その点を議論したい。

委員： 書き入れることに賛成である。越権行為とは考えにくい。

委員： 付記事項は修正しなくても良いということか。

委員： 答申に書いてあるからそれだけで十分である。

委員： 県の環境行政に対して意見を言うのが付記事項だから、付記事項に書くべきだと考える。

委員： 両方に書けばよい。

委員長： ただ今の意見は、答申に書いてある内容程度は付記事項にも書いた方が良いというものであった。当委員会としては、答申に「一部地下トンネル化」ということを書くということによろしいか。

委員： このままの答申が知事以外の人が見たときに、事業ができなくなってしまうのではないかと思う。もし、「トンネル化しなければダメですよ」と言ったときに・・・。

委員： そこまでは言っていない。それも含めて検討せよと言っているのである。可能性も

含めて検討せよと言っているのである。

委員： それならば、答申については「構造形式の検討」だけで十分である。敢えて「一部地下トンネル化」の表現を書かなくても十分と考える。「トンネル化」については、付記事項として知事に言えば十分と考える。このやり方が正解だと思う。

委員長： 答申は公開されるものであるから、一般の人が見たときに誤解のない文言にしなければならない。そのために「一部地下トンネル化」の文言の扱いを検討する必要があるという意見が出たが、他の委員はいかがか。

委員： 答申の1ページの前文に、湿原の鳥の保護、オオタカや里山の保護等について書かれている。鳥類に対する影響を最も少なくする方法は路線の一部地下化であると考えている。さらに言えるのであれば、自然公園の周辺は全てトンネル化にしてほしいと考えているが、このことを言うべき時期はすでに失っており、現段階ではないだろうとも考えている。北印旛沼を横断する鉄道計画を最初に作ったときのことを後追いしているだけではないかと思う。その間に、20年くらいの中に、環境の時代になり、環境のことが意識されるようになったと思う。以上のようなことから、この答申案でいいと考えている。

委員長： ここで事務局に聞きたい。付記事項は誰が見るのか。

事務局： 答申は付記事項を含め県のホームページに掲載するので誰でも見ることができる。

委員長： 誰でも見ることができるのなら、どっちに書いても同じと言えないか。

委員： 付記事項の方なら具体的に書ける。「鳥類への影響を考えればトンネルは絶対必要である」という意見があったということを付記事項に書くことができると思うが、答申の中には書けない。答申においては「構造形式の検討」という文言にしておいて、「トンネル化」については付記事項の中で書くべきだと考える。付記事項を付けることで、委員会の審議においてトンネル化の議論が多数あったことが、知事にも、答申を読んだ人にも伝わると考える。

事務局： 答申を踏まえ知事意見を事業者に言うのだが、事業者に対して伝えたい事項は付記事項ではなく答申本文に書いていただきたい。付記事項に書かれたことは事業者には伝わらない。

委員： トンネルにするだろうか。トンネルにしなければいけないのではないかと答申で言うと、世間からトンネルにしなければいけないと言われ、この事業は中止になるのではないか。

委員長： 幅広く検討してもらおうということから「一部構造形式の検討を含め～」という表現なら、トンネル化や迂回等の選択肢が考えられ、本委員会としては環境の保全が為されればいわけだから、事業者がトンネル化しようとルート変更しようと事業者任せればいいのか、という意見だが、他の委員はいかがか。

委員： そういうことにすると、本委員会が長い時間をかけて準備書を審査したことになるか疑問だ。

委員： 自然公園としての景観の立場からも、野生動物、主に鳥類の立場からも事業予定地に長い構造物はない方がいい。

事業者から計画路線を決めるに当たり3つのルート案を検討したとの説明があったが、千葉県が大切にしている自然景観や文化財などを全部避けた場合のルート案の説明はなかった。

相当大回りするとなるとアセスメントのやり直しになると思うので、現計画どおりに北印旛沼を横断するのであれば、地下化すべきであるということを事業者に認識してもらった方がいいと考える。

委員長： 「構造形式の検討」という文言では表現が弱すぎるということか。  
ここで、今までの議論を整理するため休憩とする。

( 休 憩 )

委員長： 再開する。答申案前文の「路線の一部地下トンネル化」の文言をどうするか、同じ内容を付記事項にも書き入れるかということについて議論を続ける。まず、答申案の方を先に結論を出したい。議論を始める前に、今日欠席している委員の意見を事務局から説明願いたい。

事務局： 「トンネル化」に限定して説明する。ある委員の意見は「“地下トンネル化”という文言を入れてもらいたいと考えていた。今回の答申案には“地下トンネル化”という文言が入っているので、この案で了承する。」とのことであった。また、別の委員の意見は、感想とのことであるが、「事業者は最初から地下トンネル化の可能性を否定しているようだ。そのメリット・デメリットについてあまり検討していないように感じた。」ということであった。その他の委員からは地下トンネル化についての意見はなく、この答申案で了承できるとのことであった。

委員長： ただ今の事務局からの、本日欠席している委員の意見も踏まえて議論を続けたい。各委員に発言をお願いします。

委員： 事務局が作成した答申案は前回までの委員会の議論に沿ったものであり、いま問題となっている部分についても「地下トンネル化などの構造形式の検討を含め」となっていて、限定している訳ではないから、これでいいと考える。

答申案の前文の構成から考えると、単に「構造形式の検討」だけでもいいかと思うが、本委員会における今までの議論の経緯を考えると「地下トンネル化」という文言は入れておいた方がいい、入れておくべきだと考える。

委員： 経済性、安全性その他の問題を踏まえてトンネル化するかしないかの議論は別に行うとして、環境問題を議論する際には、この「地下トンネル化」という文言は入れておかざるを得ないと考える。

委員： 答申案に「地下トンネル化」の文言が入っていることは許容できる。同じ内容を付記事項にも入れるべきと考える。

委員： 鳥類や景観への影響の回避・低減のため、トンネル化という姿勢が本委員会の中にあつたことを強調するためにも、「地下トンネル化」という文言は残すべきだと考える。  
「地下トンネル化などの構造形式の検討」となっているので、トンネルにせよと言

っているわけではない。トンネルにする、しないは事業者に任せるわけである。また、付記事項にも同じ内容を入れておいた方がよいと思う。

委員： 本委員会における議論の流れを踏まえると、「地下トンネル化」の文言は残したいと考える。もし知事が越権行為と言うならば本委員会もそれなりの覚悟をしなければならないと考える。

委員： 原案のままでよいと考える。環境アセスはいろいろな案を比較するものであることから「地下トンネル化」の文言は入れておいた方がよい。付記事項にも同じ内容を入れておいた方がよいと思う。

委員： 議論の中でトンネル化のことはそれほど具体的には出てこなかったように思うが、生態系の観点から言うと、事業地周辺はトンネル化してほしいと考える。

当委員会において構造形式のことを議論するのは越権になると思うが、答申案では「検討を含め」となっているので、この表現でも本委員会の意思は事業者に通じると思う。結論としては、この答申案のままでよいと考える。

委員： 知事には、環境部を代表する知事と事業者としての知事の両面がある。現在の状況は、例えば、左手が泥棒をしようとしているのに対し、右手がそれを押さえようとしている。自分の左手を自分の右手でぶち切ることができるかということになりかねないと思うので、敢えて強い意見を述べてきた。本委員会の大勢が判った以上敢えて反対することはできないと考える。

ただ、この答申案の表現がグレーゾーンとの判断をされたと思うが、本当にグレーゾーンかどうかはこれから判ると思う。私自身はグレーゾーンではないと思っている。

委員： 環境部が大切にしたいと思う場所を、同じ県が道路を通そうとするのは何故だろうといつも考えていた。

20年前と現在とで違ったことは、国民、県民全体の環境への考え方の変化だろうと思っている。

答申には原案どおりの表現を入れてほしいと考えている。

委員長： 事務局に確認したい。答申に「地下トンネル化」の文言を書いても問題はないか。

事務局： 事業の実施に伴う環境影響に対する環境保全策として何を採用するかについては事業者が判断するものであり、「地下トンネル化」というのは環境影響の回避・低減策の一つである。環境影響評価を審査する上でいろいろな対策、選択肢を提示することは重要なことである。グレーゾーンであるか否かという点については、「地下トンネル化」は回避・低減策の一つであるから、書き入れても差し支えないと考えている。

委員： アセスの各案件が本委員会に諮問される段階では、各案件の施設の構造の計画等の熟度はまちまちである。前回検討した羽田空港再拡張事業については、埋立の部分についてかなりの部分が何も決まっていないうのに方法書が出てきた。

いずれにしても、アセスの手続が終了して実際に事業を行うときには詳細設計により色々なところが変わってくると思う。その際に、当委員会での議論を踏まえて、例えば遮音壁の高さをどうするか、上に丸みを付けるとか、細かいところではたくさんの具体化が行われると思う。事業者がそういうことを検討する際に、将来、より良

い回避・低減策の検討に結びつくようなヒントが答申の中に書かれていれば、それは事業者にとっても有益なことだと思う。環境保全策そのものについて良い悪いの判断を答申の中に書くことはできないが、回避・低減策を検討する上でのヒントになる事柄は書くことができるのではないかと考える。

今回の答申を見ると、「一部地下トンネル化などの構造形式の検討を含め、さらなる環境保全措置を含む所要の措置を講ずるよう指導されたい。」となっているので、答申としては妥当であると考えます。

委員長： 各委員の意見をまとめると、「地下トンネル化」の関係については答申案の書き方でよろしいということである。原案のとおりでよろしいか。

各委員： 異議なし。

委員長： 「地下トンネル化」という表現を書くことに反対の委員、よろしいか。

委員： よろしくはない。あくまで反対する。しかし、期日が迫っていることもあり、やむなく呑む。

委員長： 全員の承諾が得られたので、事務局は原案のとおりで進められたい。

事務局： 承知した。ここで、先ほど検討依頼のあった微気圧波の監視計画について、検討結果を説明する。挿入する場所は8ページの(4)の次としたい。文言は、「供用時の微気圧波について、予測の諸条件に不確実性を伴うことから、事後調査を実施すること。」としたい。

委員： 不確実性の内容を説明願いたい。

事務局： 列車の形状や速度等が予測の条件と変わってくると評価も変わってくるので、不確実性という文言を入れた。

委員： 了解した。

委員長： 他に何かあるか。なければ、答申案については、ただ今までの議論に基づきまとめることとする。

次に、付記事項について審議する。答申本文の議論のときに「路線の一部地下トンネル化などの構造形式の検討を含め～」ということ付記事項にも書いた方がいいのでは、ということであったがいかがか。

委員： 同じことを書くよりも、何故そういうことになったかが判るように書いた方がいいと考える。

委員長： 事務局は「付記事項」の意味を説明願いたい。それにより、付記事項に何を書くべきかが明確になると考える。

事務局： 意味としては、次のようなものと理解している。

「県が風致景観を特に大切にしたい場所を自然公園として指定しておきながら、県の別の部署がそこに道路を造ろうとしている。県に、自然公園の中で事業を行う場合の指針のようなものがあれば、それに基づいて事業を行うべきだが、現在そのようなものがない。今回の事業を契機にそういうものを検討してもらい、今後、それをベースに事業について判断していけばよい。」ということの本委員会から知事に対して申し述べるものである。

委員長： ただ今の事務局の説明を踏まえ、先ほどの「一部地下トンネル化などの構造形式の検討」、あるいは本委員会の審議の過程の状況について、どのように付記事項に盛り込んでいくかについて議論したい。

事務局： 先ほど委員から案の提出があり、今それをコピーしているのでしばらくお待ちいただきたい。

委員長： 案を提出した委員、どのような案を出されたか説明願いたい。

委員： 内容としては次のようなものである。

事業予定地域は、自然環境を保全する以上にもっとより良い自然環境に育っていく場所なので、トンネル化する意見が多く出された。一方、トンネル化すると真っ暗になり、外国から来た人に対して当該地域の景観を見てもらうことができなくなるという二つの意見があったことを書き加えればよいと考える。

今、動植物などの自然環境に対して、この委員会は立場として議論しているが、一番大切なのは人間である、ということを読み起こす意見もあったということを付け加えてある。

事務局： コピーができたので配布する。

委員長： 事務局は、今配付した資料を読み上げていただきたい。

事務局： （資料読み上げ）

委員： 来訪者については海外からと限定しなくても良いのではないかと。国内外とすべきではないか。

委員長： 全体の構成についてはいかが。

委員： 全体の構成はいいと思うが、「海外から～」という部分は不要と思う。地下化したことも一つの景観だと思う。里山の景観を見ることを喜んでいる人ばかりではないと思う。そのことをどこかに含ませておいた方がいいと思う。

委員： 「地下トンネル化を検討すること」となっているが、「地下トンネル化などを検討すること」にした方がいいと思う。

委員： 事務局の原案の方がいいと思う。この付記事項は、今回の事業のルートのことを言うのではなく、今回の事業を契機に、今後、自然景観上重要な場所で事業をすることを慎重に検討しろと知事に言いたいのだと思う。地下化のことは答申本文で十分言っているのだから、敢えて付記事項に書かなくていいと思う。付記事項は、目先のことではなく将来のことについて要望を出すものであると思う。

委員長： 必ずしも将来に対してのものと限定する必要はないと思う。将来のことも含めるが、今回の審議の範囲以外の部分も含んでいいと考える。付記事項は、本委員会の領域以外の部分について知事に意見を言うものだと考える。

委員： もともと付記事項を答申に付けることを提案した背景には、答申本文中に「トンネル化」という文言を書かないで、しかし、そのことをしっかり言っておかなければいけないので付記事項というものを考えたわけである。しかし、里山の景観を見る者ばかりではないという意見もあるが、トンネル化したら外国からの来訪者に対して、千葉県の上野の景観を見せることができなくなるという悪い面もあるという反対意見も

あったということ言うべきだと考える。それぞれの意見を書くことにより、当委員会でトンネル化に対し色々な意見があったことが分かることになるし、付記事項に書けば本文中には要らないと考えていた。

委員： わざわざ付記事項を設けて言わなければならないとしたら、それはトンネル化だけの問題ではない。質疑過程の反省でもあるが、自然公園の北印旛沼のところに審議があまりにも集中してしまって、周辺の里山地域や谷津を横切ることに對しての審議が少なかったように思う。トンネル以外にも問題はあると思うので、その中でトンネルの問題だけが付記事項に出てくるのは不満である。

委員長： 案の最後のところで、「以上のことから、本委員会は、当該事業を契機として、県においては～～について検討することを強く要望する。」となっているので、これで対応できるのではないか。

委員： 今回の件は、事前に何とかすべきだったと思う。環境アセスの段階ではなく、その前に検討すべきだったと、そういう問題を投げかけたいと思っている。

委員長： 何かいい文言はあるか。

事務局： 委員から提出された案をそのまま２段目に書き加えたが、この部分だけが独立している感があるので、これを前の段落に含める修正をしたらいかがか。

( 修正案の説明 )

委員長： 事務局の修正案によれば、「審議の過程で当該地域における風致景観及び希少鳥類への重大な影響が明らかになった。」という部分が弱くなったように思う。この部分を強める形になっていないと思う。いかがか。

委員： やはり「重大な影響が明らかになった」ことを先に言うべきだ。これを言った後に、したがって、「トンネル化を検討することは重要だ」とつながっていくものだと考える。

委員長： いかがか。ここで文案を検討するため休憩とする。

( 休 憩 )

委員長： 再開する。事務局は検討した文案を配布し、読み上げていただきたい。

事務局： ( 資料配布、読み上げ )

委員長： 何か意見はあるか。

意見が無いということなので、この付記事項案は認められたものとする。

事務局： 最後に、本日審議していただいた答申案の修正内容について、再度説明する。

( 修正内容の説明 )

委員長： 何か意見はあるか。

意見が無いということなので、この答申案は認められたものとする。

本日審議し修正した答申案、付記事項をもって答申とする。

これをもって本日の議題の審議を終了する。

- 以上 -